

2021年1月1日以降始期用

事業活動  
全般

感染症による予期せぬ事業中断。  
新型コロナウイルス感染症に対する備えができました。

## ビジネス総合保険制度 休業に関する補償 感染症補償特約

新たなリスクへの  
備えは十分ですか？

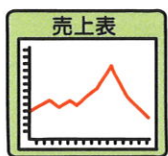
新型コロナウイルスの感染者発生による休業は事業継続に大きな影響を与えます。「感染症補償特約」により、以下の対象事故によって事業主が被る休業損失や各種費用(消毒費用等)を補償します。

### ●対象事故

この特約における保険の対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置\*がなされたことをいいます(営業自粛は対象外です)。

\*「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(第5章消毒その他の措置)」に規定する措置をいいます。

### ●お支払いする保険金



事故による  
売上損失



売上高減少の防止・軽減  
営業継続費用



施設の  
消毒費用



PCR検査等  
検査費用



予防接種等の  
予防費用

2021年1月1日以降に保険期間を開始する  
「休業に関する補償」付帯のすべてのご契約に自動セットされます。

詳細は裏面をご覧ください



# ご存じですか？ 感染者発生による休業から営業の再開までには様々な費用がかかります。

## 例 感染者が発生した際の流れ

● 保健所から被保険者に「先週、店舗を利用したお客様が新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性であることが判明したので、店舗を消毒するように」との連絡があった。

感染者の発生



● 連絡を受け、被保険者は店舗を休業。保健所からの指示に基づいて消毒業者を手配し、店舗の消毒作業を実施。消毒完了後に営業を再開した。

消毒作業



● 店舗での感染拡大防止を目的として、勤務する従業員の感染有無を確認するため、PCR検査、予防接種等を実施した。

PCR検査  
予防接種等



「感染症補償特約」は保険の対象となる施設で感染者が発生し休業した場合の休業損失や各種費用が補償の対象となります。

## お支払対象となる事故

● **対象事故** 対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置\*1がなされたことをいいます。(営業自粛は対象外です。)

\*1 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(第5章消毒その他の措置)に規定する措置をいいます。

## お支払いする保険金

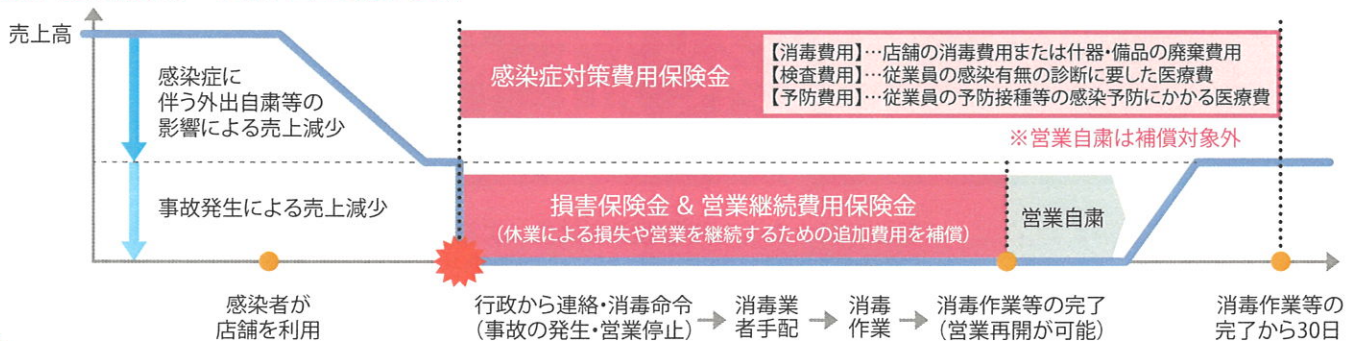
感染症補償特約では、以下の保険金をお支払いします。

| お支払いする保険金の種類     | お支払いする保険金の内容   | 支払限度額                    |
|------------------|--|--------------------------|
| 損害保険金*2          | 事故によりお客様の営業が休止・阻害されたために生じた損失額(「売上減少高×補償割合」の金額)             | 1事故につき、<br>合算して<br>500万円 |
| 営業継続費用保険金*2      | 事故による売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用(追加費用) |                          |
| 感染症対策費用保険金*3     | 事故によって発生した、営業継続費用とみなされない次の費用<br>「消毒費用」「検査費用」「予防費用」         | 1事故につき、<br>100万円         |
| 請求権の保全・行使手続費用保険金 | 事故について、他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用        | 実費                       |

\*2 損害保険金および営業継続費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置(施設の消毒命令等)の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日(消毒作業等の完了した日)」までとなります。ただし、1事故につき15日間で限度です。

\*3 感染症対策費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置(施設の消毒命令等)の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日(消毒作業の完了した日)」から起算して30日を経過した日」までとなります。

● 具体的な補償イメージは下図のとおりです。



### 損害保険金の算出について

休業に関する補償では、保険金支払対象期間に応じた前年度の売上高を基準に損害保険金を算出します。外出自粛等の影響により事故前の売上高が年対比で大幅に減少していた場合、この減少後の売上高を基準に事故による売上減少高を推定し、損害保険金を支払います。事故の発生にかかわらず売上高の減少額(外出自粛等の影響による減少額)まで補償するものではありませんので、ご注意ください。

| 特約名                   | 対象となる感染症   | 【ご注意】保険金をお支払いできない場合  |
|-----------------------|--|--|
| 感染症補償特約<br>休業条項に自動セット | 2020年7月1日現在の感染症法において一類から三類までの感染症として規定されている「新型コロナウイルス感染症」も含む19種類の感染症が対象です。<br>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) | 次のような場合には保険金をお支払いすることができません。<br>●脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為<br>●行政機関からの要請等による営業自粛<br>●「休業に関する補償」の新規契約について、保険期間の初日からその日を含めて15日以内に発生した事故 |

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)(休業に関する補償)の感染症補償特約の概要をご紹介します。保険の内容の詳細は「ビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)」「パンフレット」または「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。ご契約に際しては、必ずビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点については代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社 長野支店

営業課(北信):0262-24-0306

東信支社:0268-24-2351

松本支社:0263-33-1090

諏訪支社:0266-52-6651

南信支社:0265-24-2160

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp

E15-21270新202012

0288-AH53-B20045-202011





## 商工三団体 ビジネス総合保険制度

# 感染症による休業補償のご案内

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】 休業ユニット（ワイドプラン）

「新型コロナウイルスの感染者が発生、消毒等の措置のため営業を休止した」などの事故により生じた

**「休業損失」や「感染症対策費用」を補償します！**

▼お支払いする保険金



休業による喪失利益



消毒費用



検査費用



予防費用

### 補償対象となる事由

- 1 対象施設が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと
- 2 対象施設が特定感染症または指定感染症※1の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと

#### 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1型、H7N9型)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

### お支払いする保険金

| 支払事由   | お支払いする保険金の内容  | 支払限度額        |
|--------|---|--------------|
| 上記①の事由 | 営業が休止または阻害されたために生じた損失※2<br>(収益減少額×利益率+収益減少防止費用-支出を免れた経常費) | 1事故につき500万円  |
|        | 感染症対策費用(消毒費用・検査費用・予防費用)※3                                 | 1事故につき100万円  |
| 上記②の事由 | 定額 20万円※4   | 保険期間を通じて20万円 |

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいい、特定感染症を除きます。

※2 事由発生翌日からが補償の対象となります。てん補期間は14日を限度とします。

※3 事由が発生した日から起算して30日以内に生じた費用にかぎります。

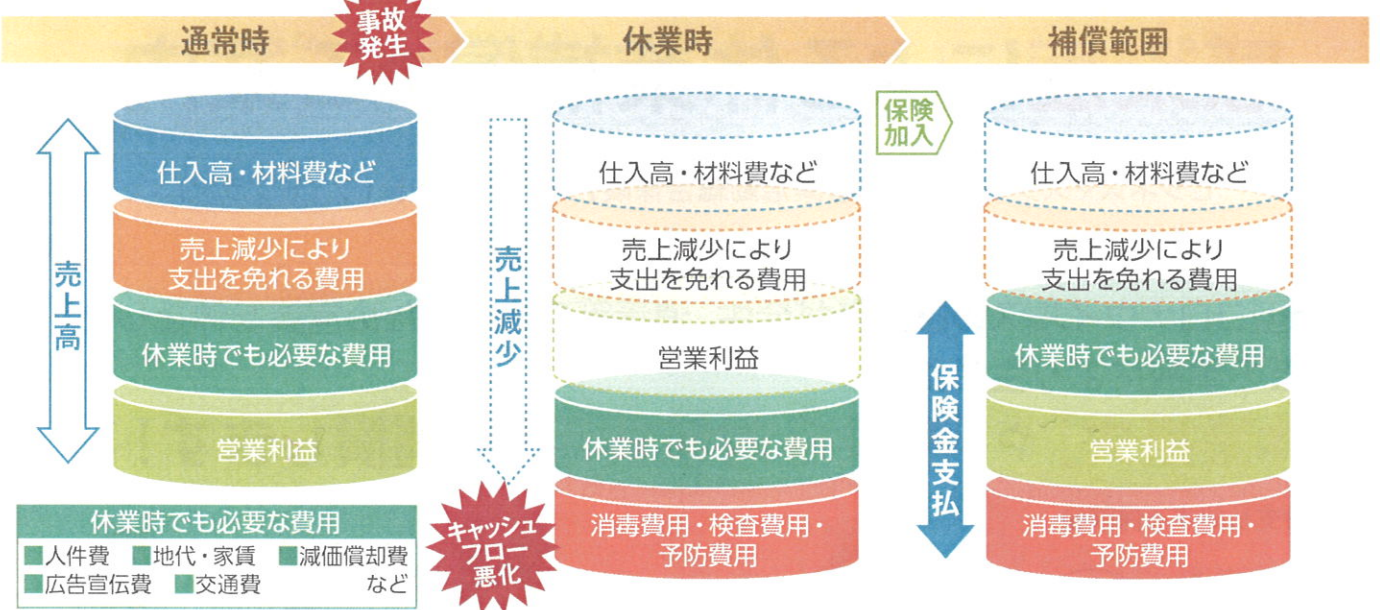
※4 上記1および上記2いずれにおいても保険金を支払う場合には、上記1の保険金支払額は上記2の保険金支払額を控除して算出します。



## 対象となる契約

2021年4月1日以降保険始期の  
 商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)  
**ビジネス総合保険制度・休業ユニット(ワイドプラン)**が対象となります。

### 補償のイメージ



### ご注意

- 1 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた特定感染症の発生は補償の対象外です。
- 2 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。
- 3 保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

### サービス紹介(有料)

### 新型コロナウイルス対応 消毒サービス



従業員が罹患した場合の事業所の早期復旧、社会的イメージの悪化防止のため消毒サービスは関心が高まっています。リカバリープロ社はビジネス総合で物損害ユニット付帯時の被災設備修復サービスを委託している業者です。

**Recovery PRO 0120-123-677** 365日 受付対応  
 本社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜1-29-1

### ご参考

### 経済産業省作成 業種別支援策リーフレット



飲食業向け  
(他・8業種)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまにご活用いただけるリーフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>



**詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。**

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

〈引受保険会社〉 担当営業店

**損害保険ジャパン株式会社**  
SOMPO

〈お問い合わせ先〉 取扱代理店

【複製文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

〈受付時間〉 平日：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）



## 企業総合賠償責任保険

# 「ビジネス総合保険制度(ビジネスプロテクター)」

## 2021年1月 商品改定のご案内

平素は三井住友海上のビジネス総合保険制度(ビジネスプロテクター)をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。  
2021年1月1日以降始期のご契約から、同保険の「食中毒・特定感染症利益補償特約」(オプション)について、新型コロナウイルス感染症への補償を拡充するなど、以下の改定を行います。  
このご案内をご確認のうえで、引続き三井住友海上をご利用くださいますようお願い申し上げます。

### ビジネス総合保険制度(ビジネスプロテクター)の 2021年1月 の商品改定内容について、ご説明します

## 改定

## 1

## 補償内容の改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、食中毒・特定感染症利益補償特約を改定します

- ① 新型コロナウイルス感染症による利益補償について、現在は緊急対応費用保険金(定額20万円)での補償としておりますが、特約に列挙する感染症(特定感染症)に加えることで、利益補償(喪失利益・収益減少防止費用)のお支払いに変更します。
- ② 特定感染症による利益補償の支払限度額を500万円(1回の事故および保険期間中)とし、食中毒による利益補償と合算して1,000万円(保険期間中)を限度とします。また、補償対象となる期間の上限日数を14日間とします。  
従来より特約に列挙している18種類の感染症(注)については、補償内容が縮小しますので、ご確認をお願い申し上げます。
- ③ 指定感染症等(新型コロナウイルス感染症を除き、今後政令等により新たに指定される感染症を含みます。)により休業を余儀なくされた場合の緊急対応費用保険金(定額20万円)補償を新設します。

※事故(食中毒の発生や感染症の原因となる病原体による汚染等)を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛の場合は補償対象外となります。また、③については始期日の翌日から起算して14日以内に発生した事故を除きます。

|              | 2020年5月12日改定前                  | 2020年5月12日改定後                  | 2021年1月1日改定後                   |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 食中毒          | ○<br>補償期間：3か月<br>支払限度額：1,000万円 | ○<br>補償期間：3か月<br>支払限度額：1,000万円 | ○<br>補償期間：3か月<br>支払限度額：1,000万円 |
| 18種類の感染症(注)  | ○<br>補償期間：3か月<br>支払限度額：1,000万円 | ○<br>補償期間：3か月<br>支払限度額：1,000万円 | ○<br>補償期間：14日<br>支払限度額：500万円   |
| 新型コロナウイルス感染症 | ×                              | ○<br>緊急対応費用保険金：20万円            |                                |
| 上記以外の指定感染症等  | ×                              | ×                              | 緊急対応費用保険金：20万円                 |

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

## 改定

## 2

## 保険料の改定

## 食中毒・特定感染症利益補償特約の特約保険料を改定します

補償内容の改定に伴い、食中毒・特定感染症利益補償特約の特約保険料を引き上げます。

- このご案内は、オプション特約の商品改定の概要を説明したものです。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- その他、のご契約の詳細は、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする団体契約「ビジネス総合保険制度」(ビジネスプロテクター)のパンフレットをご覧ください。

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

MS&amp;AD INSURANCE GROUP

●代理店・扱者

裏面参照

三井住友海上火災保険株式会社

長野支店 長野第二支社

電話番号：026-225-5084

2021年3月吉日

(組合・会員事業者) 御 中

長野県中小企業団体中央会  
会長 黒岩 清

## 共済制度推進代理店のご推薦

拝啓 深秋の候、貴組合におかれましては、益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は一方ならぬご愛顧を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、長野県中央会は2019年10月に三井住友海上火災保険株式会社と地域経済の活性化を図ることを目的に包括連携協定を締結いたしました。

当会としましては、包括連携協定を機に三井住友海上との協働・連携を強化し、会員組合およびその会員事業者様に向けより一層、経営のご支援、有益な情報のご提供ができるよう活動していく所存であり、組合・会員事業者の皆様幅広くご支援が行き届くよう当会の方針にご賛同いただいた三井住友海上社の代理店を共済制度推進代理店(以下、推進代理店)と総称することをこの度決定いたしました。

長野県中央会は下記代理店を推薦いたします。

共済制度推進代理店 ・大樹生命保険株式会社

・三井住友海上火災保険株式会社委託代理店

つきましては、各組合・会員事業者様のもとに推進代理店からご連絡、訪問があった際には可能な限りお時間を確保いただきたくお願い申し上げます。

なお、一例として具体的なお支援を下記の通りご紹介申し上げます。

敬 具

記

### 1. 中央会団体共済制度のご提案

近年のデジタル化、新型コロナウイルスの影響によるビジネスモデルの変化など、ご本業を取り巻くリスクは多岐にわたり複雑化しておりますが、長野県中央会会員(組合、組合会員事業者)の皆様におかれましては、団体割引が適用され低廉な保険料で手厚い補償をご準備することが可能です。

### 2. 個別経営相談、社内向け研修のご支援

三井住友海上社では、中堅・中小企業の様々な経営リスク・経営課題の解決を支援するための多様な支援メニュー、定期的な情報発信サービス等をパッケージ化して提供することが可能です。主として(1)~(3)のサービスが無償でご提供しております。ご活用したい場合は、推進代理店にぜひご用命下さい。

#### (1) 経営に関する相談

SDGs 経営、健康経営、事業承継等、様々な課題の相談対応と、幅広い支援メニューの提供

#### (2) 人材育成、定着に向けた企業内研修・勉強会等の支援

#### (3) 各種経営リスクセミナーの開催

自然災害、新型コロナウイルスおよびサイバー攻撃対策等のBCP策定支援等

<ご照会窓口>

三井住友海上火災保険株式会社

長野支店 長野第二支社

電話番号：026-225-5084

以 上